

音楽教室での演奏に
著作権使用料は
かかるのか？

模擬 裁判

クラシックレッスン事件

有名ヴァイオリニストが経営する音楽教室に
音楽著作権管理会社のスパイが潜んでいた！
しかもスパイは自社で未発表曲の
公表も行っていて…!?

音楽教室での著作権を巡る戦いが幕を上げる！

◆主催：知的財産法藤田ゼミナール第6期生

目次

<u>1. 目次</u>	<u>P. 2</u>
<u>2. あらすじ</u>	<u>P. 3</u>
<u>3. キャスト・スタッフ紹介</u>	<u>P. 4</u>
<u>4. 法廷の説明</u>	<u>P. 7</u>
<u>5. 事案の概要</u>	<u>P. 8</u>
<u>6. 本件の争点</u>	<u>P. 9</u>
<u>7. 訴状</u>	<u>P. 11</u>
<u>8. 証拠一覧</u>	<u>P. 21</u>
<u>9. 用語集</u>	<u>P. 27</u>
<u>10. 関連裁判例</u>	<u>P. 29</u>
<u>11. 判決全文・判決要旨</u>	<u>P. 34</u>
<u>12. 担当教員より</u>	<u>P. 51</u>
<u>13. 編集後記</u>	<u>P. 52</u>

音楽教室から 楽曲使用料は取れるのか？

あらすじ

若手ヴァイオリニストとして活躍する西園寺美佳は、演奏活動や作曲活動に加え音楽教室の経営も行っていった。

一方、音楽著作権管理会社である(株)FUJITA Music Copyright Japan (FMCJ)は、西園寺の音楽教室から楽曲著作権使用料を徴収するために内部調査としてスパイを送っていた。

さらにスパイは西園寺の未発表曲を自社で公表していたことが発覚！

これを受け、西園寺は楽曲著作権使用料の否定と曲の公表権侵害をFMCJに訴えた。

**音楽教室での著作権を巡る
戦いが今、幕を上げるー……!!**

Cast&staff

原告サイド

御簾納さんは、
原告の西園寺さんと同じ世界で
活躍するバイオリニストである為、バイオリンと無縁の生活を
送ってきた私に演じられるか不安ですが精一杯頑張ります。
また初の試みであるオンライン模擬裁判ということなのですが、
コロナの影響で実際殆どのゼミのメンバーと半年以上直接会えて
いません。そんな状況の中でも頑張って作り上げたので、
ぜひ少しでも見ていただけたら嬉しいです。
勝ちます！

原告 西園寺美佳を
演じさせていただきます深見珠央です。
最後にお芝居をしたのは小学校の演劇会で
すごく不安ですが…皆さんに、著作権法を身近に
感じていただけるように、私なりに精一杯
頑張ります。どうぞお楽しみください。

原告側証人

みすの きい
御簾納 希
(山田 朱莉)

原告

さいおんじ みか
西園寺 美佳
(深見 珠央)

原告訴訟代理人弁護士(原告団)

中村 海斗(主任) 神山 輝 佐藤 健夫
高橋 健斗 堀江 りおん

裁判所

裁判長：浅古 祐生 裁判官：古川 皓一 裁判官：山内 一輝
裁判所事務官：玄 智恵

Cast&staff

被告サイド

被告のFMCJ業務本部・演奏部部長を
演じさせて頂く坂本里穂です。音楽著作権管理団体の
管理職として、自分達の主張が正しいことを皆さんに
分かりやすく伝え、勝訴できるように全力を尽くします。
著作権について沢山興味を持っていただけたら幸いです
演技未経験ですが、やる気は誰にも負けません。
よろしくお願いします!



被告
ひめかわしょうこ
姫川 翔子
(坂本 里穂)

被告側証人である
小野寺桜役 竹中葉月です!
今回はオンライン模擬裁判というイレギュラーな
形での模擬裁判ですが、まるで法廷にいるかのような
緊張感を伝えられるように頑張ります!
この模擬裁判を機に著作権に興味を
持って頂けたら幸いです。
よろしくお願い致します!



被告側証人
おのぞう さくら
小野寺 桜
(竹中 葉月)

被告訴訟代理人弁護士(被告団)

鶴川 耕大(主任) 永川 麻里 佐藤 凜子
大久保 花梨 福山 祐佳

スタッフ

司会進行：鈴木 美桜 PP：小川 裕輝
楠 季蝶 深沢 公一郎
音響：堀江 りおん 監修：藤田 晶子准教授

Special Thanks

西園寺先生の生徒役として出演させて頂きます
日本大学管弦楽団の会田征太郎です。
バイオリンのリモート演奏は初めての経験です
が自然なレッスン風景になるように頑張ります。
知的財産法ゼミの皆さんよろしくお祈いします！



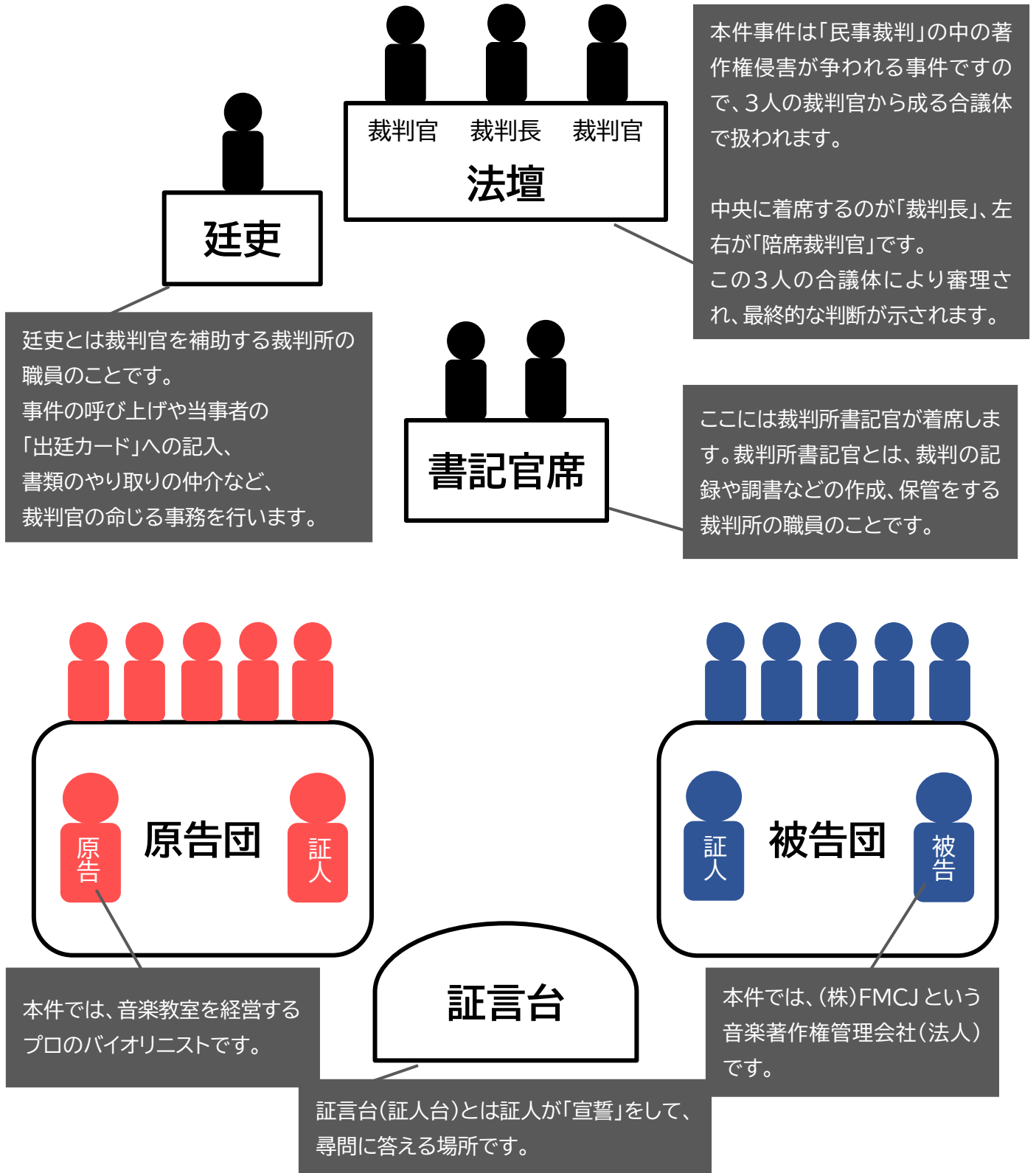
音楽教室・生徒役

あいだ せい太郎
会田 征太郎
さん

会田さんは今回の模擬裁判の中心となる、音楽教室での普段のレッスンを再現するために、日本大学管弦楽団から協力してくださった方です。
会田さんの素晴らしい演奏・演技のおかげで、今回の模擬裁判がより充実したものとなりました。
貴重なお時間を割いていただき、ありがとうございました！

【法廷の説明】

※今回はオンラインで行いますが、実際の裁判所の法廷ではこのように行われています。



【事案の概要】

本件事件の争点は大きく分けて 2 つ存在し、これらの争点で原告被告それぞれの主張のうち、どちらの主張が裁判所によって認められるかが当法廷で判示されます。

●争点

- ① 演奏権侵害(著作権法第 22 条)の有無
 - ・「公衆」に当たるのか
 - ・「直接聞かせることの目的」に当たるのか
- ② 公表権侵害(著作権法第 18 条 1 項)の有無
 - ・「公表されていないもの」に当たるのか
 - ・「公衆に提供、揭示」に当たるのか

●主要登場人物

原告：西園寺 美香



訴えを起こした人物。有名バイオリニストであり、オーケストラの演奏だけでなく、個人レッスンの教室も開き、音楽愛好家や後進の指導も行っている。音楽教室での演奏権侵害を否定し、本件楽曲の著作権侵害を主張している。

原告側証人：御簾納 希



国際的に活躍するバイオリニスト兼コンポーザー。大河ドラマのテーマ演奏や、音楽大学での講義など様々な活動を行っている。原告とは古くからの知人であるという。原告の訴えについて専門家の立場から証言を行う。

被告：(株)Fujita Music Copyright Japan(FMCJ) 業務本部・演奏部部长 姫川 翔子



訴えられたFMCJは著作権等管理事業会社であり、演奏部では音楽コンテンツ利用者の「演奏」場面での音楽著作権使用料の徴収を主たる業務としている。音楽教室に対して音楽使用料を求め、さらに、本件楽曲の公表に関しては著作権侵害を否認している。

被告側証人：FMCJ 演奏部社員 小野寺 桜



FMCJ演奏部の社員であり、被告姫川とは上司と部下の関係にある。姫川の業務命令により、原告の音楽教室の実態調査を行っていた。まるでスパイのような調査が証言として認められるかが鍵となる。

争点① 演奏権侵害の有無



POINT

- ・原告の音楽教室の規模で、「公衆」に当たるのか
- ・お手本としての演奏が、「直接聞かせることの目的」に当たるのか

争点② 公表権侵害の有無



原告 西園寺

本件楽曲の公表権を
侵害されたと主張



被告 姫川

本件楽曲はすでに公表済みであ
り、公表権侵害ではないと主張

公表権(著作権法第 18 条 1 項)

著作者は、その著作物でまだ公表されて
いないものを公衆に提供し、又は提示す
る権利を専有する。

生徒に練習曲として本件楽曲を教える



被告側証人 小野寺

社内会議の報告で本件楽曲を流す

POINT

- ・音楽教室で教わった曲は「公表されていないもの」に当たるのか
- ・FMCJの演奏部会議の規模で「公衆に提供、公示」に当たるのか

訴 状

和2年3月5日

日本大学法学部 神田三崎町地方裁判所民事第88部 御中

原告訴訟代理人弁護士	中村	海斗	印	
同	弁護士	神山	輝	印
同	弁護士	佐藤	健夫	印
同	弁護士	高橋	健斗	印
同	弁護士	堀江	りおん	印

当事者の表示

〒107-0062 東京都渋谷区神宮前橋一丁目2番3号

原 告 西園寺 美香

〒106-0047 東京都港区南麻布三丁目26番6号

中村綜合法律事務所(送達場所)

電 話 03 (123) 4567

F A X 03 (123) 8910

上記原告訴訟代理人弁護士 中村 海斗

〒104-8300 東京都中央区京橋棚田三丁目15番1号

被 告

株式会社 Fujita Music Copyright Japan

(FMCJ)

上記代表者代表取締役 春日野 正幸

個人音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認等請求事件

訴訟物の価額 円

貼用印紙額 円

請求の趣旨

- 1 原告と被告との間において、被告は、原告が音楽演奏技術の教授契約を締結した生徒との間で、原告が設営した教室及び生徒以外の者の入室が許されない教室において、同教授契約に基づく授業において行われる別紙「著作物使用態様目録」記載の態様の演奏における著作物の使用に関して、被告が著作権者から著作物の使用料の徴収の委任を受けて有するところの著作物使用にかかわる請求権を有しないことを確認する。
 - 2 被告は、原告に対し、金 300 万円及びこれに対する本件訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
 - 3 被告は、別紙「謝罪広告目録」記載 1 の謝罪広告文を、同目録 2 の掲載条件にしたがって、（住所は省略）所在の日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国版朝刊に 1 回掲載せよ。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第 2 項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第 1 本件の争点

- 1 本件演奏の演奏権侵害(著作権法 22 条)の有無
 - (1)演奏権侵害の主体
 - (2)「公衆」の該当性
 - (3)「直接聞かせることを目的」該当性
- 2 公表権侵害(著作権法 18 条 1 項)の有無
 - (1)「公表されていないもの」該当性
 - (2)「公衆に提供、提示」該当性

第 2 当事者

1 原告

原告は、3 歳の頃からヴァイオリンを始めて、海外の音楽コンクール等の

受賞歴を持つ新進気鋭のヴァイオリニストである。現在は、オーケストラによる演奏活動だけでなく、オリジナル曲の作曲活動、室内楽での演奏活動、また、アマチュアのための個人レッスンの教室も開いて、幅広い年齢層の音楽愛好家、後進の指導にも力を入れている、プロの音楽家である。

2 被告・株式会社 Fujita Music Copyright Japan (FMCJ)

被告は、1995年に設立された、内外の音楽著作物の作詞家、作曲家や音楽出版社等著作権者からの委託による音楽著作物の利用の許諾、使用料の徴収・分配などの管理事業を主な業務内容としている株式会社である。

第3 原告に対する音楽使用料請求権が存在しないことの確認

1 原告による演奏権侵害(著作権法 22条)がないこと

(1) 演奏行為の主体

原告は、別紙「教育課程目録」記載の教育課程において、演奏技術を教授することを目的として、必要な音楽教室の施設・設備を生徒に提供し、自身の音楽教室において演奏される生徒の課題曲を選定し、別紙「著作物使用態様目録」記載の音楽教育方法により、生徒に対して演奏の方法を細かく教授、指示しながら自ら演奏し、または生徒に演奏させてはいるものの、教室内で生徒が行っている演奏の演奏者はあくまで生徒自身である。

そして、生徒から徴収するレッスン料は、演奏方法の教授に対する対価であって、楽曲の使用料に該当しないことは明白である。

したがって、原告の音楽教室における生徒の演奏行為の主体は、生徒自身である。

(2) 「公衆」の該当性

著作権法第22条の「公衆」とは、「不特定」の社会一般の人々の意味に用いられるが、著作権法は、同法における「公衆」には、「特定かつ多数の者」が含まれる旨規定しているところであるので(法第2条5項)、特定かつ少数の者に対する著作物の利用は、「公衆」に対する利用ではない。

原告のヴァイオリン教室は、広告などをだして広く生徒を募集している等の事情はなく、本業である演奏活動の合間を縫って、個人的なつながりで引き受けた音大受験生や海外留学志望生、アマチュアの音楽愛好家を生徒の対象としている。原告の教室における楽曲の演奏は、個々の生徒と教師の個別で特定の関係の下での演奏であり「公衆」性が入り込む余地はない。

したがって、原告の教室は、教育目的で結合された「特定かつ少数」の者を指導する場合に該当するため、楽曲の「公衆」に対する利用というのは、あり得ない。

(3) 「直接聞かせることの目的」該当性

「演奏」の語意は「音楽を奏でる」ことであるが、音楽を奏でる目的は種々あり、著作権法第22条の演奏権は、その内の「聞かせることを目的」とする演奏に限定したものである。

そして、音楽の著作物の価値は、人に官能的な感動を与えるところにあるのであり、そこに財産権としての意味があり、法第22条の趣旨は、音楽を聞く者に官能的な感動を与えるという音楽としての芸術的価値、文化資産としての価値の享受に権利性を認めた点にある。

この趣旨からすると、「聞かせることを目的」とする演奏とは、音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏に限られることとなる。

教師が生徒に対して演奏技術や音楽芸術を教えるには、演奏を生徒に提示して説明し、模範を示す必要があり、また、演奏技法を示し、芸術表現の手法を教える必要があり、それを教える目的の演奏である。具体的には、ヴァイオリンの演奏技術であれば、実際の演奏で手指の動かし方を示すとともに、教師が実際に演奏することで、音楽で曲想を表現する演奏技術を耳から学ばせるのである。

以上の演奏は、音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏ではなく、「聞かせることを目的」とした演奏に該当しない。

また、生徒は、正しい音程やリズムが出来ているか否か、芸術性が表現できているか否か等、教育課程の到達度を教師に確認してもらうために、教師に対して演奏するのであり、このような演奏も音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えること目的とする演奏ではなく、「聞かせることを目的」とした演奏に該当しない。

原告の教室では、お手本を演奏し、または生徒に演奏させることによって生徒をプライベートに指導している。生徒は、これを人に聞かせる前に練習をしている段階である。この一連の活動は、官能的な感動を与えること目的とする演奏ではない。したがって、レッスン上の演奏は、著作権法第22条の「聞かせることを目的」とした演奏には当たらない。

2 小活

以上述べたように、原告の教室におけるレッスン上のヴァイオリン演奏は、「公衆」に対する演奏、「聞かせることを目的」とした演奏ではないため、そこに著作権法上の演奏権は及ばない。

被告は、このような演奏について法22条の演奏権が及ぶとして、音楽著作権使用料を徴収する請求権がある旨主張するが、このような主張は合理性を欠くと言わざるを得ず、失当であり認められるものではない。

したがって被告 FMCJ は、原告に音楽使用料を徴収する権利を有していないことは明白である。

第4 公表権侵害(著作権法 18 条 1 項)の有無

1 原告の未発表曲「Key Holder」の著作物性について

原告は、昨年(2019 年)頃から本格的にオリジナル曲の作曲に取り組み、本件の未発表曲を制作中であつた。原告は以前、ソロアルバムとして初めて公に公表したアルバム「メヌエット」の中に収録している曲をはじめ、多くの楽曲を生徒のために制作してきた実績がある。

そして、別紙「未発表曲目録」記載の本件楽曲は、全体で17小節の小曲ではあるが、原告のみの力で制作して作り上げたものであり、原告の創作性が発揮された原告独自のオリジナル曲といえる。

したがって、本件未発表曲については著作物性が認められ、被告会社による本件公表行為の前に原告が社会の公衆に本件楽曲を提供した事実はなく、被告会社の未公表の著作物であつたと解するのが相当である。

2 被告による公表権侵害行為

原告は、海外留学先のドイツから日本に帰国後、主にオーケストラによる演奏活動を中心として行なってきたが、近年は作曲活動にも力を入れている。

そして、生徒の中の1人であつた訴外小野寺 桜より、原告が制作中で完成間近の新曲を弾いてみたいという要望があつたため、それに応えるべく、本件楽曲を試しに弾かせてあげようと考えた。そして、原告は、本件楽曲を演奏し、その楽譜を生徒の小野寺と訴外瀬名広海に提供した際、本件楽曲は後々、映画等の挿入歌として使用するかもしれないため、両名に対し、外部に漏らさぬようくれぐれも取り扱いに注意するようにと注意喚起をした。

ところが、小野寺は、被告会社から音楽教室の実態調査の業務命令で派遣された被告会社社員であつたため、調査を終了すると急に原告の音楽教室を辞めて、原告の許諾を得ずに、被告会社に調査報告を行い、被告会社の社内会議の席上において、本件未発表曲を流して聴かせた。

3 小括

以上のとおり、被告会社が行つた行為は、本件未発表曲を不特定または特定かつ多数の「公衆」に「提供」、「提示」したことに当たり、著作権法上の「人格権」の一つである「公表権」侵害行為(法 18 条 1 項)に該当するものである。

第5 結語

以上のとおり、第1に、被告会社は、原告に音楽著作物使用料を請求する権利は有していない。

また、第2に、被告は、原告の未発表曲であった本件楽曲を公表したことにより、原告の公表権（著作権法第18条1項）を侵害したものであり、原告は慰謝料請求権および名誉回復措置としての謝罪広告を求める権利（同法第115条）を有すること明らかである。

よって、①被告は本件演奏の使用に関わる音楽使用料請求権を有していないことの確認、②別紙「未発表曲目録」記載の楽曲の著作権法18条1項の公表権侵害に基づく金300万円の慰謝料及びこれに対する本件訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払い、③著作者であることを確保し、その名誉回復の措置として、別紙「謝罪広告目録」記載の謝罪広告の掲載を求める。

以上

証 拠 方 法

甲第1号証	「西園寺 美香 プロフィール」
甲第2号証	「包括利用許諾契約」
甲第3号証	「通知書」

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲各号証及び写し	各2通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

(別紙)

著作物使用態様目録

1 使用態様1 (特定の楽器の演奏技術を教育する課程における教師の演奏)

別紙「教育課程目録」記載の教育課程において、演奏技術を教授することを目的として、音程、メロディ(旋律)、リズム、ハーモニー(和音)、テンポ(四分音符とか八分音符等の音の長さ)、拍子(3拍子とか4拍子等)、抑揚等の楽曲の要素を演奏によって体感認識させることにより、当該楽曲のこれら要素の構成及び情動感を生徒に認識、理解、体得させること及び演奏技術の模倣の対象を示すために、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、または1曲を通して、教師が生徒に対して行う演奏。

2 使用態様2 (特定の楽器の演奏技術を教育する課程における生徒の演奏)

別紙「教育課程目録」記載の教育課程において、生徒が、演奏技術を学習することを目的として、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、または稀に1曲を通して、練習するための演奏及び練習の成果を教師に示すための演奏。

以上

(別紙)

教育課程目録

特定の楽器の演奏技術を教育する課程

楽曲の持つ作曲家・作詞家が表現しようとしている音楽の思想・情感等の曲を表現するための正しい音程，旋律，テンポ，リズム，抑揚等を再現できるように演奏技術を習得させることを目的として，ピアノその他の鍵盤楽器，ヴァイオリン等の弦楽器の演奏技術を教授する教育課程である。

特定の教師が，特定の生徒に対し，各生徒の特性や個性を把握して継続的に指導が行われる。特別な事情がない限り，生徒が選択したレッスンにおいて教師が変更されることはない。生徒も，特定の日時 of 特定の時間帯に特定の教師の下で指導を受けることになる（教師と生徒が1対1の個人レッスンの場合には，教師と生徒の都合に合わせて，曜日や時間が決められ，特別な事情により変更となる場合もあるが，この場合にも教師が変わるということはない。）。

教師による指導は，個々の生徒の技量・進捗度・理解度等に合わせて，使用する楽曲や指導の内容を変えて行われる。

教師と生徒が1対1の個人レッスンと1名の教師が複数名の生徒を指導するグループレッスンがあり，グループレッスンの場合でも，受講する生徒の人数は，通常2名ないし3名，最大でも5名程度である。

授業は，原告が設営した施設内の防音構造のレッスン用個室において行われる。

1回の授業時間は，60分から90分程度である。

以上

(別紙)

未発表曲目録

- 1 曲名 「Key Holder」
- 2 作曲者 西園寺美佳
- 3 楽譜

Handwritten musical score for the piece "Key Holder". The score is written in G major and 4/4 time. It consists of four staves of music. The first staff contains four measures with chords C, G, Am, and Fm. The second staff contains six measures with chords F, G, E, Am, Dg, and G. The third staff contains four measures with chords C, G, Am, and Em. The fourth staff contains seven measures with chords F, G, E, Am, F, G, and C. The music is written in a simple, accessible style with quarter and eighth notes.

Two sets of empty musical staves, each consisting of a grand staff (treble and bass clefs).

(別紙)

謝罪広告目録

1 謝罪広告文

記

「当社は、令和2年1月、当社の業務本部・演奏部における社内会議において、バイオリニストの西園寺美佳氏の作曲にかかる未発表曲「Key Holder」という楽曲を演奏し、これにより同氏の許諾がないにもかかわらず、当社の社員を通じて同曲を社会に対して公表する事態を招きました。

このような当社における同曲の演奏は、未発表の楽曲の公表を同氏の許可なく行ったものであり、同氏の「作曲者」としての権利も侵したこととなり、同氏に多大なご迷惑をおかけ致しました。

したがいまして、ここに謹んで同氏に対し、お詫びを申し上げます。

今後、このような事態が繰り返されることのないように、全社員一丸となって再発防止と法令遵守に務めて参る所存です。」

2 掲載条件

上記旨の広告文を、日本経済新聞の全国版朝刊に1回掲載する。

以上

【証拠一覧】

民事訴訟では、当事者間で争いのある事実について、当事者が主張・立証を行い、裁判所がその事実を認定するための証拠を裁判所に提出します。原告側の提出書証を「甲号証」、被告側の提出書証を「乙号証」と呼びます。

甲号証

- 甲第1号証 「西園寺美佳 プロフィール」
- 甲第2号証 「包括利用許諾契約」
- 甲第3号証 「通知書(内容証明郵便)」

乙号証

- 乙第1号証 「会社概要」
- 乙第2号証 「姫川翔子 プロフィール」
- 乙第3号証 「音楽教室における使用料規定」
- 乙第4号証 「西園寺美佳の FMCJ 楽曲使用料・計算方法シミュレーション」

甲号証

【甲第1号証】

【西園寺 美佳 プロフィール】

【略歴】

1988年、東京都生まれ

3歳でヴァイオリンを始める。

カワムラ音楽教室に通いながら、就学前から大阪での子供向けのコンクールで3年間連続の金賞を受賞。9歳の時に富崎国際室内音楽祭でのアイザック・ステイのレクチャーコンサートに参加。加藤俊哉、大栗むら絵、戸山和子、河崎雅男らに師事。

2000年 第54回全日本学生音楽コンクール大阪大会小学生の部で第1位。

2001年 日本クラシック音楽コンクール全国大会で第2位

2002年 ドイツへ音楽留学。
第8回ワイエニヤフスキ国際ヴァイオリン・コンクール・ジュニア部門にて日本人として最年少で最高位を受賞。

2010年 春、ケルン音楽大学を首席で卒業。

2012年 アシュナーリ指揮・THK交響楽団のラヴェル管弦楽作品集において、ツィガースのソリストとしてアシュナーリにより抜擢され、レコーディングに参加。

2015年 ケルン国際音楽コンクールのヴァイオリン部門で優勝

2018年 秋には東京都より東京都文化奨励賞を授与。

2019年 TBT「情熱 ISLAND」に出演。初アルバム「メヌエット」をリリース。

巨匠ムスタファ・ロストロポーヴィチに「世界で最も優れた若手ヴァイオリニスト」と認められ、イギリス、ドイツ、イタリア、スペインデビューを飾り、ゼルダ・アルグリット、大澤誠爾など世界的に名だたる音楽家と競演を重ねる。

現在は、オーケストラによるステージ演奏だけでなく、オリジナル曲の作曲活動、室内楽での演奏活動や、「音楽の真髄はアマチュアにあり。」との考えからアマチュアのための個人レッスンの教室も開いて、幅広い年齢層の音楽愛好家、後進の指導にも力を入れている。

所属音楽事務所「カワバ・エンターテインメント」ホームページ
「西園寺 美佳 プロフィール」より抜粋

は、直ちに甲に報告し、報告書記載の音楽教室の中止（次条に規定する場合を除く）、内容の変更があった場合は、その開催日の前日までに甲に報告しなければならない。
2. 前項に規定する報告は、書面又は別途甲が指定する方法によって行うものとし、甲が承諾することを要する。

（不可抗力）

第5条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府・地方公共団体の命令規制など乙の責めに帰すことのできない事情により音楽教室の開催が不可能となった場合は、乙は、甲に対し書面により通知することにより、第3条第1項の規定に基づき報告した内容を撤回することができるものとする。

（関与する音楽教室の情報提供義務）

第6条 乙は、第三者が開催する音楽教室（第2条第1項括弧書きに規定するものを除く。）に後援、運営 協力等の関与をするときは、甲にその音楽教室の情報を提供するとともに、当該第三者に対し、あらかじめ甲の承諾を得て管理著作物を利用するよう指導しなければならない。

（利用曲目等の報告義務・提出義務・調査等）

第7条 乙は、演奏等により利用した著作物の明細について、甲所定の利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、当該音楽教室の開催日から5日以内に甲に提出しなければならない。
2. 乙は、明細書提出後に報告内容等の変更があった場合は、遅滞なく変更する内容を甲に報告しなければならない。
3. 乙は、音楽教室における管理著作物の利用状況調査のため、甲に対し、甲の職員等による利用楽曲の調査、関係書類の閲覧その他の業務遂行に必要な便宜を与えなければならない。

（変更事項の届出義務）

第8条 乙の名称、代表者、連絡先等に変更が生じたときは、乙は、遅滞なく甲に書面により届出なければならない。

（演奏等以外の支分権の許諾）

第9条 乙が、音楽教室のパンフレット等に歌詞、楽譜等を掲載し、又は複製物を作成するなど、演奏等以外の支分権に係る許諾を必要とする方法で管理著作物を利用する場合は、事前にその許諾を受けなければならない。

2

【甲第2号証 契約書ひな型】

包括的利用許諾契約

（総則）

第1条 株式会社 Fujita Music Copyright Japan（FMCJ）（以下「甲」という。）が演奏、上映及び伝達（以下「演奏等」という。）に係る著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）を、申込者（以下「乙」という。）が開催する音楽教室において演奏等により利用することに関する甲乙間の包括的利用許諾契約（以下「本契約」という。）は、乙が甲に対し、甲所定の書式による 包括的利用許諾契約申込書（電磁的方法によるものを含む。以下「申込書」という。）を提出し、甲が乙に対し、包括的利用許諾書（電磁的方法によるものを含む。以下「許諾書」という。）を交付すること（電子メール等の電磁的方法による許諾書の場合には、当該許諾書が乙に到達 すること）により成立する。
2. 本契約は、本契約条項（本契約の内容とする）を目的として甲が準備したこの契約条項をいう。以下同じ。）を内容とする。
3. 乙が、本契約成立以前に甲の許諾を受けずに管理著作物を利用しているときは、第1項の規定にかかわらず、乙がその利用について甲の許諾を受けることを本契約の効力発生条件とする。
4. 乙が、本契約成立以前に甲から請求された使用料の支払を滞滞しているときは、第1項の規定にかかわらず、乙が当該支払債務の全部を承認し、履行することを本契約の効力発生条件とする。

（包括的利用許諾）

第2条 甲は、乙が本契約条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、乙が開催する音楽教室において、管理著作物を演奏等により利用することを包括的に許諾する。
2. 乙は、前項の規定により許諾された全て音楽教室における演奏について、第11条の規定により算出される使用料の支払義務を負う。

（事前報告義務）

第3条 乙は、乙が開催する音楽教室の内容について、開催日の前月15日までに甲の定める報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
2. 次条の規定に従った訂正報告がなされた場合には、前項に規定する期限までに、追加又は変更された内容の報告書の提出があったものとみなす。

（訂正報告）

第4条 乙は、前条第1項の規定による報告書の提出後に音楽教室設置の追加があった場合

1

（契約保証金の納付義務）

第10条 乙は、本契約の確実に履行を担保するために必要と認めるときは、甲に対し、年間の予定使用料の範囲内で甲が定める額の保証金（以下「契約保証金」という。）を本契約締結と同時に納付しなければならない。
2. 本契約が終了し、かつ、乙が本契約に基づく義務を完全に履行したときは、甲は、乙に対し、甲が交付した受取証と引き替えに、契約保証金を返還する。ただし、返還の際、利息は付さない。
3. 乙が、本契約上の支払債務の全部又は一部を履行しないときは、甲は、あらかじめ乙に通知することなく、契約保証金を乙の支払債務に充当することができる。ただし、この規定は、甲の乙に対する契約解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げないものとする。
4. 前項の規定により契約保証金が乙の支払債務に充当された場合、乙は甲の請求後10日以内に充当による契約保証金の不足額を補填するものとする。

（使用料の算出）

第11条 甲は、第2条第1項による利用許諾に係る使用料を甲の「使用料規程」に従い算出し、乙に通知する。
2. 乙が、演奏又は伝達による利用に関し第7条に違反したときは、甲は、乙に対し、使用料規程の上演形式による演奏、演奏会における演奏又は演奏会以外における演奏に定める①公演1回ごとの使用料又は②曲1回ごとの使用料のいずれかの規定を選択して使用料を算出することができる。
3. 甲が使用料規程若しくは同規程の取扱細則を変更したとき、又は法律の改正により消費税率が変更されたときは、甲は、その変更に基づき使用料を算出するものとする。

（使用料等の支払）

第12条 乙は、前条の規定に基づき算出された使用料並びに第14条第1項及び第2項の規定に基づき算出された違約金を、音楽教室の開催日から30日以内に、甲の事務所に持参し、又は送金して支払う。この場合において、送金に要する手数料は、乙の負担とする。
2. 甲が乙に交付する請求書に記載された支払期日が前項に規定する期日より遅い日であるときは、前項の規定にかかわらず、その日を支払期日とする。

（使用料の変更）

第13条 甲が乙に使用料を請求した後に、演奏等により利用する著作物の権利関係の相違が判明したときは、甲は、その判明した内容に基づいて請求する使用料の額を変更することができる。

3

(違約金・遅延損害金)

第14条 乙が第3条第1項又は第7条第1項に規定する義務に違反したときは、甲は、当該音楽教室に係る使用料(第2号において「当該使用料」という。)のほかに、違約金として、当該使用料の額の3倍の額を乙に請求することができる。

2. 乙が第12条第1項に規定する義務に違反したときは、甲は、当該音楽教室の使用料及び違約金のほかに、遅延損害金として、その支払期日の翌日から実際に支払のあった日までの日数に応じ、年率20%(1年を365日とする日割計算)相当額を乙に請求することができる。

(著作人格権の尊重)

第15条 乙は、管理著作物又はその題号に著作者の意に反する変更、削除その他の変更を加えること、著作者の名義又は声望を書する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作人格権を侵害してはならない。

(契約の期間)

第16条 本契約の有効期間は、許諾書に始期及び終期をもって記載する期間とする。
2. 本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても、第2条(包括的利用許諾)第2項、第3条(事前報告義務)第1項、第7条(利用曲目等の報告義務・提出義務・調査等)、第11条(使用料等の算出)第3項、第12条(使用料の支払)、第14条(違約金・遅延損害金)、本条(契約の期間)本項、第22条(個人情報の利用目的)及び第23条(合意管轄)の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続する。

(契約の更新)

第17条 本契約は、有効期間満了時の1か月前までに甲乙いずれからも相手方に対して書面による 別段の意思表示のないときは、満了時の契約内容と同一の条件をもって1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(期限の利益の喪失)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告なくとも期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければならない。

- (1) 手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押え・仮処分・強制執行等の申し立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。
- (2) 営業を廃止し、又は合併によらないで解散したとき。
- (3) 営業の許可又は登録が取り消されたとき。
- (4) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があると

き。

(契約の解除)

第19条 乙が、本契約に規定する義務に違反したとき(報告書又は明細書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。)は、甲は10日間の猶予期間を付した文書により乙にその是正又は履行を催告し、乙がその期間内にこれに応じないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 民法第542条第1項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条第2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとする。

3. 甲は、乙が前条各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告なくとも、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げない。

(権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止)

第20条 乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはならない。

(個人情報の利用目的)

第21条 甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとする。

- (1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
 - (2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報
2. 乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意する。

(合意管轄)

第22条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、甲の本部又は支部の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、正本を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。 以上

甲	所在		
	代表者代表取締役	○○○○	印
乙	所在		
	氏名	○○○○	印

通 知 書

令和2年1月20日

西園寺 美佳 殿

〒107-0062 東京都〇〇区〇〇一丁目23番8号

通知人 株式会社Fujita Music Copyright Japan (FMCJ)

代表者代表取締役 春日野 正幸

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目〇番〇号〇〇ビル10階

鶴川総合法律事務所

上記通知人代理人弁護士 鶴川 耕大 (主任)

同 弁護士 永川 麻里

同 弁護士 佐藤 凜子

同 弁護士 大久保 花梨

同 弁護士 福山 祐佳

電 話 03-5219-8888

F A X 03-5219-7777

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社Fujita Music Copyright Japan (FMCJ) (以下「通知人会社」といいます。)は、昨年(令和元年)より、貴殿に対し、再三にわたって音楽著作権使用料の支払いに関する包括的利用許諾契約締結および音楽使用料のお支払いについてのお願いを重ねておりますが、貴殿は契約締結を拒否され、本日現在、音楽使用料のお支払いどころか、未だ契約締結にも至っていない状況が続いております。

1

したがいまして、当職らは、通知人会社の代理人として、貴殿に対し、以下のとおりのご請求を致します。

- 1 すなわち、貴殿には、直ちに、音楽教室における楽曲の演奏使用の関する通知人会社所定の契約書の締結、署名・押印を要請致します。従前にご送付済みの契約書一式にご署名、捺印の上、至急、ご返送ください。
- 2 また、貴殿が行われている音楽教室の平成30年1月1日より本書到達までの「音楽使用料規程」に基づく使用料相当損害金総額として、少なくともその損害額を金288万円と算定しました(平成30年1月から令和元年12年末までの推定額)。したがって、本件の解決金として、上記損害金のお支払いをご請求致します。
- 4 以上、貴職には、本通知書の趣旨をご理解いただき、通知人会社の上記各ご請求について、可及的速やかにご対応ください。上記各ご請求につき、令和2年3月10日までに、書面にて当職ら宛にご回答をいただきたく存じます。

なお、上記期間内に誠意あるご対応いただけない場合には、誠に遺憾ながら、通知人会社は、貴殿に対し、楽曲の使用差止請求、音楽使用料相当額の損害賠償請求等につき、裁判所への訴訟提起など、しかるべき法的手続をとらせていただく所存であることをお含みおきください。

敬具

2

乙号証

【乙第1号証・会社概要】

【会社概要】



会社名 株式会社 Fujita Music Copyright Japan (FMCJ)
 (英文表記 Fujita Music Copyright Japan Inc.)
本社 〒104-8300 東京都中央区京橋三丁目1番1号
 L. 03-3561-1111 (代表)

代表取締役 CEO 春日野 正幸
設立 1995年
資本金 9億6000万円
従業員 388人 (2020年4月1日現在)

事業内容 著作権等管理事業(作詞家、作曲家や音楽出版社等著作権者からの委託による音楽著作物の利用の許諾、使用料の徴収・分配)、キャスティング・コンサルティング事業(一般企業、広告代理店等の利用者に対する各種キャスティング業務、著作権コンサルティング業務、教育・研修業務)

御挨拶・経営理念 ～「ゆるぎなき架け橋」を目指して～
 株式会社 Fujita Music Copyright Japan (FMCJ)は、1990年設立の(株)ミュージック・ライセンスと1992年設立の(株)コピーライト・クリアランスが合併・事業統合を行い設立された著作権等管理事業を主たる業務とする企業です。
 経営理念として全社員一丸となって目指すものは、音楽の権利者の信頼と利用者の支持を得ること。「音楽の権利者と利用者のゆるぎなき架け橋」です。
 FMCJは、お客様とそして社会のニーズに応えるため、常に新しい知識や手法を追究しています。
 (会社ホームページより抜粋)

(被告社員・実質的に被告人) 姫川 翔子・プロフィール

1985年：北海道札幌市生まれ

2007年：日本大学法学部法律学科を卒業、同大学院法学研究科ビジネスロー専攻に進学。

2009年：同大学院を卒業後、株式会社 Fujita Music Copyright Japan (FMCJ)入社。

以来、業務本部・演奏部に配属となり、今年で、入社11年目。業務本部・演奏部は、様々な音楽コンテンツ利用者の「演奏」場面での音楽著作権使用料の徴収を主たる業務としたセクションで、スタッフは総勢84名。

昨年春、並み居る先輩陣を制して現在の業務本部・演奏部長のポジションに若くして抜擢され、現在に至る。仕事熱心なキャリアウーマン。

(以下、FMCJ組織図)

10 音楽教室における演奏等

楽器教室、歌謡教室その他の受講者に楽器演奏又は歌唱等を教授する事業を行う施設(以下「音楽教室」という。)において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1から9の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年間使用料は、受講料収入算定基準額の2.5/100の額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 1施設あたりの月額使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 月間受講料	受講者数				
	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで
4,000円まで	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
6,000円まで	9,000円	15,000円	22,500円	30,000円	45,000円
8,000円まで	12,000円	20,000円	30,000円	40,000円	60,000円

月間受講料が8,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを超えるごとに、月間受講料が「8,000円まで」の場合の金額に、月間受講料が「4,000円まで」の場合の金額の50/100の額を加算した額とする。

受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年間使用料は、受講料収入算定基準額の3/100の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。

(7) 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。

講座 1回の受講料	受講者数				
	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで
1,000円まで	150円	250円	370円	500円	750円
2,000円まで	300円	500円	750円	1,000円	1,500円
3,000円まで	450円	750円	1,120円	1,500円	2,250円

講座1回の受講料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、講座1回の受講料が「3,000円まで」の場合の金額に、講座1回の受講料が「1,000円まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。

(f) 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(音楽教室における演奏等の備考)

(演奏等)

① 演奏等とは、著作物を演奏、上映(映画フィルムを用いた上映を除く。)又は伝達(第12節BGM規定の適用を受ける伝達を除く。)することをいう。

(年度区分)

② (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講料)

③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するに当たり通常必要となる受講者1人あたりの料金(消費税額を含まないもの)。

をいう。ただし、別途特別な教材費、会場使用料及び楽器使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。

会費制等により講座ごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用状況等を参照して、受講料を算出する。

(受講料収入)

④ 受講料収入とは、講座ごとの受講料の合計をいう。

(受講料収入算定基準額)

⑤ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用した講座の受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用した講座が特定できない場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の合計額の50/100の額とする。

(月間受講料)

⑥ 月間受講料とは、当該施設で行われる1講座1か月あたりの受講料(受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含まない。)をいう。ただし、1回の教授ごとに受講料を支払う場合は、4回の受講料を月間受講料とみなす。

(講座1回の受講料)

⑦ 講座1回の受講料とは、1回の教授ごとに支払う受講料をいう。ただし、1回の教授ごとに支払う受講料の定めがない場合は、当該講座の受講料(受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含まない。)を開講回数で除して得た額とする。

(受講者数)

⑧ 受講者数とは、備考⑥を除き、当該施設で開講している各講座の定員の合計をいう。

(著作物1曲1回ごとの使用料)

⑨ 著作物1曲1回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を1回利用することの使用料をいう。

(使用料計算の特例)

⑩ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入の合計額を、開講から年度末までの期間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参照した受

講料収入算定基準額により算定する。

⑪ (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において当該施設の営業期間が1年に満たないときの使用料は、当該営業期間の受講料収入の合計額を年間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参照した受講料収入算定基準額により算定する。

(歌謡教室における演奏等)

⑫ (1)及び(2)にかかわらず、専ら受講者に歌唱を教授する事業であったり、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの月額使用料は、次のとおりとすることができる。

講座1回あたりの平均受講者数	月額使用料
5名まで	4,500円
10名まで	9,000円
30名まで	18,000円
50名まで	27,000円

講座1回あたりの平均受講者数が50名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、講座1回あたりの平均受講者数が「50名まで」の場合の金額に、講座1回あたりの平均受講者数が「10名まで」の場合の金額を加算した額とする。

(その他)

⑬ 音楽教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 4カラオケ施設における演奏等、10音楽教室における演奏等の規定については、平成30年3月7日から実施する。

西園寺実佳のFMCJ楽曲使用料・計算方法シミュレーション

1 包括契約(10(1)の場合)

1レッスン:8万円(2時間)×月間で12名の個人レッスン
(12名はそれぞれ月1回のレッスン)＝月額96万円の受講料収入

月額96万円×12か月＝1年で1152万円の受講料収入
年間1152万円×3/100＝34万5600円

音楽教室に係る音楽使用料規程は、平成30年(2018年1月1日から施行)
2018年1月～2019年12月＝24か月＝69万1200円

○包括契約の場合、10(1)の計算方法により、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年額使用料は、受講料収入算定基準額の3/100の額とする。

2 包括契約を結ばない10(2)の場合

1レッスン:8万円(2時間)×月間で12名の個人レッスン
(12名はそれぞれ月1回のレッスン)

1講座の月間受講料が8,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを超えるごとに、月間受講料が「8,000円まで」の場合の金額に、月間受講料が「4,000円まで」の場合の金額の50/100の額を加算した額とする。
8000円を超える額＝7万2000円＝36×3000円＝10万8000円
10万8000円＋12000円＝月額12万円
2018年1月～2019年12月＝24か月＝288万円

【用語集】

著作権

知的財産化法の一つ。著作者がその著作物を排他的、独占的に利用できる権利。著作物の利用形態ごとに、演奏権、公衆送信権、など「〇〇権」と権利が定められている。それぞれの権利に対して、利用の都度、著作者の許諾などが必要になる為、「著作権は権利の束である」と呼ばれている。

著作物（法2条1項1号）

著作権法 第二条一項一号

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものである、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

つまり、①思想又は感情を表現したものである事、②その表現が創作性を有する事、③文芸、学術、美術、音楽の範囲に属すること。以上の3つの要件を満たせば「著作物」といえる。

著作者（法2条1項2号）

著作物を創作した者をいう。単純に資金提供した者、作業を手伝った者は著作者とは言えない。一般には小説家や画家、作曲家などの創作活動を職業とする人のみが著作者になると考えられがちだが、職業に関係なく誰でも小説や絵を創作すれば著作者と認められる。

公衆（著作権法2条5項）

著作権法において公衆とは「不特定の人」又は「特定かつ多数の人」も含むものとされている。つまり相手が「ひとりの人」の場合でも、誰でも対象となるような場合は「不特定の人」に当たり「公衆」となる。

演奏権

著作権法 第二十二條

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ、又は聞かせる事を目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

つまり演奏権とは音楽の著作物（楽曲、歌詞等）を公衆に直接聞かせる事を目的として演奏する権利の事である。

又、演奏権には権利制限規定という条件を満たせば他人の著作物を自由に利用できる権利がある。例えば、高校の文化祭での学生バンドによる演奏など①非営利②無償③無報酬の場合は他人の楽曲を演奏することができるとされている。

公表権（著作権法 18 条）

著作権法 第十八條

著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

つまり著作者は、自分の作品である著作物を公表するかどうか、又公表するとして、いつ、どのような方法で公表するかを自由に選択・決定する権利を有するという事である。

本条の公表権は、著作物の経済的利用やビジネスの対象となる財産権としての著作権（法第 21 条～28 条）とは異なり、憲法上保障されている人格権を母権とする「著作権人格権」の 1 つである。

【関連裁判例】

1 音楽教室対 JARSAC 裁判

(東京地裁令和2年2月28日判決)

担当者：坂本 里穂・山田 朱莉

1. 事件の概要

- ・ X ら（原告） 音楽教室を運営する法人及び個人。
- ・ Y（被告） 楽曲の著作権管理事業者。

Y は、Y が管理する楽曲の演奏等について、音楽教室、歌唱教室等からの使用料徴収を平成30年1月1日から開始することとし、平成29年6月7日、文化庁長官に対し、使用料規定「音楽教室における演奏等」の届出を行った。

しかし、X らは、

- (1) 音楽教室における楽曲の使用は、「公衆に直接聞かせることを目的」とした演奏（著作権法22条）に当たらない。
- (2) 音楽教室における楽曲使用の使用料徴収等の請求権を Y は有しないと主張した。

これらの主張をもとに、X らは Y に対し、上記請求権の不存在確認の訴えを起こした。

2. 主要な著作権法上の論点（争点）

- ① 音楽の利用主体は誰か。
音楽教室での教師及び生徒の演奏、録音物の使用等による楽曲の使用が、
- ② 著作権法22条の「公の演奏」に当たるか。
- ③ 著作権法22条の「聞かせることを目的とする演奏」に当たるか。
- ④ Y の X らに対する請求が権利濫用に当たるか

3. 裁判所の判断

請求棄却。

・争点①について

原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である。

音楽著作物を利用して利益を得ているのは事業者である。利用主体は音楽教室事業者であると判断。

・争点②について

音楽教室の人数及び本件各施設の規模という人的、物的条件が許容する限り、何らかの資格や関係を有しない顧客を受講者として迎え入れることができ、このような受講生に対する楽器演奏、歌唱指導に不可欠な音楽著作物の再生は、組織的、継続的に行われるものなので、社会通念上、不特定かつ多数に対するもの、すなわち、公衆に対するものと評価するのが相当であると判断。

・争点③について

『聞かせることを目的』とする要件は、家庭内での演奏など、公衆が存在せず、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的があるとは考えられない状況下での演奏等を除外する趣旨で設けられたものと解するのが相当である。このため、『聞かせることを目的』とするかどうかは、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的意思が存在するかどうかにより決するのが相当である。

つまり、状況や理由は問わず、著作物を聞かせる目的があれば「聞かせることを目的」とする演奏であると判断。

・争点④について

著作権法において、個別の行為に対して支分権（楽譜や CD は複製権、レッスンは演奏権）が設定されているのだから、二重の利得にはあたらない。また、年間包括的利用許諾契約を結ぶ場合の年額使用料が、JASRAC 管理曲を利用した講座の前年度受講料収入額の 2.5%であることから、音楽著作権者の保護の要請との均衡を失するほど過大であり、文化の発展に寄与するという著作権法 1 条の目的に反するということはできないと判断。

以上

2 未発表曲放送（ASKA）事件

（東京地方裁判所平成 30 年 12 月 11 日判決）

担当者：大久保 花梨・竹中 葉月

1. 事件の概要

原告 X：「ASKA」の芸名で作詞作曲及び歌手活動を行う芸術家である。なお、原告は、平成 26 年 9 月に覚せい剤取締法違反等の罪により執行猶予付きの有罪判決を受けており、平成 28 年 11 月当時、その執行猶予期間中であった。

被告 Y1：芸能リポーター

被告 Y2：讀賣テレビ

原告は平成 27 年 9 月ごろ、「1964to2020 東京 Olympic」という題名で、演奏時間が約 6 分間の楽曲（以下本件楽曲）を創作し、本件楽曲につき著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を取得した。後に原告は、平成 27 年 12 月 22 日に被告 Y1 に対し、本件楽曲の録音データ（以下本件録音データ）をメールで送信した。

被告 Y2 は平成 28 年 11 月 28 日午後 1 時 55 分から同日午後 3 時 50 分まで放送していたテレビの放送番組「情報ライブミヤネ屋」内において、同日午後 2 時 22 分頃から同日午後 3 時 44 分までの間に警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることが明らかになったとして、これに関連する報道をした。その際、本件番組に芸能リポーターとして出演していた被告 Y1 は本件録音データの一部を約 1 分間に渡って再生した。なお、原告は上記の時点より前に、本件楽曲を公衆に提示しておらず、被告 Y1 に対して、本件録音データを再生して本件楽曲を公表及び公衆送信することにつき、少なくとも明示の許諾はしていなかった。そのことにより、被告らが共同して原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害したと主張した。そして、被告らに対して、民法 719 条（共同不法行為）及び著作権法 114 条 3 項に基づき、損害賠償請求 3307 万 400 円及び、これに対する不法行為後である平成 28 年 11 月 29 日から支払い済みまで民法所定の年 5 年分の割合による遅延損害金の連隊支払を求めた事案である。

2. 争点

- （1） 本件楽曲は未公表の著作物であったか
- （2） 公衆送信及び公表につき黙示の許諾があったか
- （3） 被告らによる公衆送信行為は法 41 条所定の時事の事件の報道のための利用に当たるのか

- (4) 被告らによる公衆送信行為は法 32 条 1 項所定の引用に当たるか
- (5) 正当業務行為等により公表権侵害の違法性が阻却されるか
- (6) 被告 Y1 は公衆送信権及び公表権の侵害主体となるか

3. 裁判所の判断

一部認容、一部棄却。損害賠償金は 117 万 4000 円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があったとした。

争点 (1) 本件楽曲は未公表の著作物であったか

法にいう「公衆」とは飽くまでも不特定多数の者又は特定かつ多数の者をいう（法 2 条 5 項参照）のであって、被告 Y1 個人が公衆に当たると解する余地はない。したがって、原告が被告 Y1 に対して本件録音データを提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められない。本件楽曲は、被告 Y1 が本件番組内で本件録音データを再生した時点より前に、公衆に提供又は提示されていなかったから、本件楽曲は法 18 条 1 項にいう「著作物でまだ公表されていないもの」に当たる。

争点 (2) 公衆送信及び公表につき黙示の許諾があったか

原告は本件楽曲を聴いた被告 Y1 の感想等を聞くために、被告 Y1 に対して本件録音データを提供したにすぎないから、原告が本件録音データを提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信ないし公表することを黙示に許諾したとは認められない。被告 Y1 が芸能リポーターであるからといって、そのみでは上記説示を左右しない。

争点 (3) 被告らによる公衆送信行為は法 41 条所定の時事の事件の報道のための利用に当たるのか

被告らは、本件楽曲は、〔1〕視聴者に対して原告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための材料を提供するという点において「警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する方針であること」という時事の事件を構成するものであるし、〔2〕原告が執行猶予期間中に更生に向けて行っていた音楽活動の成果物であるという点において「原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと」という時事の事件を構成するものであると主張している。

警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることが時事の事件に当たることについては、当事者間に争いが無い。しかしながら本件楽曲は、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であるという時事の事件の主題となるものではないし、かかる時事の事件と直接の関連性を有するものでもないから、時事の事件を構成する著作物に当たるとは認められない。本件番組中における原告の音楽活動に関する部分は、警視庁が原告を覚せい剤使用の疑いで逮捕する予定であることを報道す

の中で、ごく短時間に、原告が2020年のオリンピックのテーマソングとして作曲した本件楽曲を被告Y1に送付し、来月YouTubeで新曲を発表するなど音楽活動に向けて動こうとしているということを断片的に紹介する程度にとどまっており、本件楽曲の紹介自体も、原告がそれまでに創作した楽曲とは異なる印象を受けることを指摘するにすぎないもので、これ以上に原告の音楽活動に係る具体的な事実の紹介はないものであるから、このような放送内容に照らせば、本件番組中における原告の音楽活動に関する部分が「原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと」という「時事の事件の報道」に当たるとは到底いうことができない。したがって被告らによる本件楽曲の公衆送信行為は法41条の時事の事件の報道のための利用に当たるとは認められない。

争点（4）被告らによる公衆送信行為は法32条1項所定の引用に当たるか

原告が被告Y1に対して本件録音データを提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められず、本件番組の放送時において本件楽曲は未公表の著作物であったと認められるから、被告らによる本件楽曲の公衆送信行為は法32条1項所定の引用には当たらない。

争点（5）正当業務行為等により公表権侵害の違法性が阻却されるか

被告らは、本件楽曲の公表は原告が逮捕されそうであるという差し迫った状況において、有罪判決後の原告の音楽活動や更生に向けた活動等を具体的に報道するとともに、視聴者に対して原告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための材料を提供するという目的で行われたものであり、その具体的事情の下では、法41条の趣旨の準用、正当業務行為その他の事由により違法性が阻却される旨、また被告Y1は、原告が逮捕見込みであるとの報道に関連して、原告が更生していることを示すために、本件録音データの一部のみを再生したものであるから、芸能リポーターとしての正当な業務行為として違法性がない旨を主張した。

しかし本件番組では原告の音楽活動にごく簡単に触れたに止まり、それに係る具体的な事実の紹介がないことは争点3で示したとおりであり、本件楽曲が原告による覚せい剤使用の事実の真偽を判断するための的確な材料であるとも認められないから、被告らの上記主張は、その前提を欠くものであり採用できない。また原告の音楽活動に係る具体的な事実の紹介がないまま、本件録音データの一部を再生したからといって、原告が更生していることを具体的に示すことにはならないため、この主張も採用できない。

争点（6）被告Y1は公衆送信権及び公表権の侵害主体となるか

被告Y1は、本件番組の生放送中に出演者として本件録音データの一部を再生し、被告Y2は本件番組を放送したのであるところを踏まえれば、被告らは共同して原告が本件楽曲につき有する公衆送信権及び公表権を侵害したものと認められる。 以上

2020 年度 日本大学法学部学生フォーラム

模擬裁判

～クラシックレックスン事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第6期生

令和2年11月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 玄 智恵
令和2年(ワ)第1288号 音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不
存在確認等請求事件

口頭弁論終結日 令和2年9月18日

判 決

原 告 西 園 寺 美 香

上記訴訟代理人弁護士 中 村 海 人
同 弁護士 神 山 輝
同 弁護士 佐 藤 健 夫
同 弁護士 高 橋 健 斗
同 弁護士 堀 江 り お ん

被 告 株式会社 Fujita Music Copyright
Japan
(FMCJ)

上記代表者代表取締役 春 日 野 正 幸

上記訴訟代理人弁護士 鶴 川 耕 大
同 弁護士 永 川 麻 里
同 弁護士 佐 藤 凜 子
同 弁護士 大 久 保 花 梨
同 弁護士 福 山 祐 佳

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金 100 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを 2 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 請求

- 1 原告と被告との間において、被告は、原告と、原告が音楽・演奏技術の教授契約を締結した生徒との間で、原告が設営したスタジオ等原告が許可した生徒以外の者の入室が許されない教室において、同教授契約に基づく授業において行われる別紙著作物使用態様目録記載の態様の演奏における著作物の使用に関して、被告が著作権者から著作物の使用料の徴収の委任を受けて有するところの著作物使用にかかわる請求権を有しないことを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、金 300 万円及びこれに対する本件訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告をせよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 仮執行の宣言。

第 2 事案の概要および争点

1 事案の概要

本件は、世界的に活躍する若手バイオリニスト・作曲家であり、演奏活動や作曲活動以外にも音楽教室を経営している原告が、原告が生徒からレッスン料を徴収して指導をしていることが営利目的の営業であり、楽曲使用料徴収の対象となるとして使用料を請求する被告に対し、原告の音楽教室における楽曲の使用は「公衆に直接・・聞かせることを目的」とした演奏（著作権法 22 条）に当たらないとして楽曲使用料請求権を有しないことの確認を求め、また、原告の音楽教室に生徒として潜入していた被告会社社員が入手した原告作曲の未発表楽曲（本件楽曲）の音源と楽譜を、原告の許可なく被告会社社員間に流出させたとして、被告らに対し、本件楽曲に関する著作権法 18 条 1 項の公表権侵害を主

張して、損害賠償請求ならびに名誉もしくは声望を回復するための謝罪広告の各請求を行う事案である。

2 争点

(1) 演奏権侵害(著作権法 22 条)の構成要件該当性・成否

- ①演奏権侵害の主体
- ②「公衆」該当性
- ③「直接聞かせることを目的」該当性
- ④演奏権侵害の成否

(2) 公表権侵害(著作権法 18 条 1 項)の構成要件該当性・成否

- ①「公表されていないもの」該当性
- ②「公衆に提供, 提示」該当性

第3 当事者の主張

(1) 演奏権侵害(著作権法 22 条)の構成要件該当性・成否

① 演奏の利用主体について

【原告の主張の要旨】

本件演奏に係る音楽著作物の利用主体は、原告または音楽教室の生徒である。生徒は原告の演奏を聴くことを主目的とはしておらず、原告から自己の演奏について指摘、指導を受け、演奏技術の実力を高めることを目的としている。そのため、生徒から徴収している授業料は、原告の演奏に対する聴衆としての対価ではなく、生徒への指導・教授に対する対価である。したがって本件演奏は営利目的で行われたとはいえず、楽曲の利用主体は生徒自身である。また、原告自身も指導者として演奏を行ってはいるが、著作権法第22条の要件に該当する演奏行為ではなく、プライベートな演奏に準じるものである。

【被告の主張の要旨】

原告は、自身が経営する音楽教室で当社の管理楽曲を演奏して利用しているのは、原告の生徒であり、原告自身でないと主張するが、原告の音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、演奏態様、関与の内容・程度、必要な施設・設備の提供、レッスン料の収受などの諸事情からすれば、原告の経営する音楽教室における楽曲の利用主体は原告自身の演奏も生徒の演奏もすべて原告である。

② 「公衆」該当性

【原告の主張の要旨】

ア 「公衆」とは、不特定の社会一般の人々の意味に用いられるが、著作権法は、同法における「公衆」には、「特定かつ多数の者」が含まれる旨、特に規

定しているところであるので、「特定かつ少数」の者に対する著作物の利用は、「公衆」に対する利用ではない。

イ 原告のヴァイオリン教室は、広告などを出して広く生徒を募集しているわけではなく、本業である演奏活動の合間を縫って、個人的なつながりで引き受けた音大受験生や海外留学志望生、アマチュアの音楽愛好家等を指導している教室である。つまり、一人一人厳選してプライベートに指導しているのであって、個々の生徒が楽器演奏を習い、教師が教えるという目的で結合された個別の特定の関係の下での演奏であり、「公衆」性が入り込む余地はない。

したがって、原告の音楽教室における楽曲の演奏は、教育目的で結合された特定かつ少数の者を指導するに該当するため、「公衆」に対する利用には当たらない。

【被告の主張の要旨】

ア 著作権法第 22 条の演奏権の規定は、「公衆」に対する演奏を成立要件としているが、この「公衆」については、法律上、「特定かつ少数の者」の場合だけが除かれると解される。原告が経営する音楽教室は、生徒がレッスン受講の申込みをして原告の許可があれば、誰でもそのレッスンを受講することができるため、生徒が原告とレッスンの受講契約を結ぶ時点では、生徒は特定されておらず原告と生徒との間に個人的な結合関係はないものと考えられる。

イ 現に、被告会社の社員も何の問題なく約半年間、生徒として原告のバイオリン・レッスンに通い、さらに、特に咎められることもなく、これといった問題もなく半年後に教室のレッスンをやめている。原告のレッスン教室に申込みができる生徒は、特定の人に限定されているわけではないと考えられる。つまり、原告からみて、生徒はたとえ少人数でも「不特定」である。

さらに、原告の音楽教室では、生徒の中には受講を辞める者もいれば、新たに受講を希望する者もいて、被告会社社員も約半年間のレッスン期間中、出入りしたが、このように生徒の入れ替わりも生じるというのは、教師である原告からみて、レッスンの受講契約の相手方である生徒は「不特定」かつ「多数」と評価できる。楽曲の利用態様が「多数」の者に対するものかどうかは、単に教室の物理的な人数で決められるものではない。したがって、原告の生徒達は、原告にとって、不特定で多数なのであって、著作権法 22 条の演奏権が定める法律上の「公衆」に当たる。

③「直接聞かせることを目的」該当性

【原告の主張の要旨】

ア 「演奏」の語意は「音楽を奏でる」ことであるが、音楽を奏でる目的は種々

あり、著作権法第 22 条の演奏権は、その内の「聞かせることを目的」とする演奏に限定したものである。音楽の著作物の価値は、人に音楽が持つ官能的な感動を与えるところにあるのであり、そこに財産権としての意味があり、法第 22 条の趣旨は、音楽を聞く者に官能的な感動を与えるという音楽としての芸術的価値、文化資産としての価値を享受させることに権利性を認めた点にある。

この趣旨からすると、「聞かせることを目的」とする演奏とは、音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏に限られる。

イ 教師が生徒に対して演奏技術や音楽芸術を教えるには、演奏を生徒に提示して説明したり、模範を示す必要があり、また、演奏技法を示し芸術表現の手法を教える必要があり、それを教える目的の演奏である。具体的には、ヴァイオリンの演奏技術であれば、実際の演奏で手、指の動かし方を示すとともに、教師が実際に演奏することで、音楽で曲想を表現する演奏技術を耳から学ばせるのである。このような演奏は、音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏ではなく、著作権法上の「聞かせることを目的」とした演奏に該当しない。

また、生徒は、正しく音程やリズムが出来ているか否か、芸術性が表現できているか否か等、教育課程の到達度を教師に確認してもらうために、教師に対して演奏するのであり、このような生徒の演奏も音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えること目的とする演奏ではなく、「聞かせることを目的」とした演奏に該当しない。

ウ 原告は、お手本を演奏することによって生徒をプライベートに指導している。生徒は、自分の演奏を人に聞かせる前に練習をしている段階である。この一連の活動は、官能的な感動を与えること目的とする演奏ではない。

したがって、レッスン上の演奏は、「聞かせることを目的」には当たらない。

【被告の主張の要旨】

ア 著作権法 22 条の演奏権は、「公衆に直接...聞かせることを目的」とすることを要件としているが、音楽教室における演奏態様の概要は、前述のとおり、
〔1〕生徒が課題曲を初めて演奏する際には、生徒が演奏する前に、先生が課題曲を演奏して課題を示し、〔2〕生徒がそれを聞いた上で、先生に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、〔3〕生徒の演奏を目の前で聞いた先生が生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、〔4〕生徒は先生の注意や演奏を聞いた上で再度演奏するということを繰り返す行い、〔5〕最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏する形で行われるのが通常のレッスン風景である。

このようなレッスン方法は、教師が法律上の「公衆」である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏しているのだと考えられる。また、生徒達も生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要があることは当然である。グルーブレッスンであった場合は、他の生徒の演奏を聞くことも重要な演奏技術の修練である。

以上によれば、音楽教室での演奏は、「公衆」である他の生徒や演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると言える。

イ これについて原告は、「聞かせることを目的」の演奏とは、「聞き手に芸術的、官能的な感動を与えることを目的とする演奏」、音楽のすばらしさを感じさせる演奏を指すのであって、下手な生徒の聞くに堪えない演奏などはこれとは程遠い、などと主張しているが、「聞かせることを目的」とするかどうかは、客観的にみて公衆に聞かせる目的、意図があればそれで足りるものと解される。

ウ また、仮に生徒がその演奏を他人に聞かれないと思っていたとしても、そもそも生徒がその演奏を他人に聞かれないと思うかどうかは、その人次第であって、一般的に生徒は公衆に聴かせたくないと考えていると断定はできない。

(2) 公表権侵害(著作権法 第 18 条 1 項)の構成要件該当性・成否

① 「公表されていないもの」該当性

【原告の主張の要旨】

原告は、昨年(2019年)の春頃から本格的にオリジナル曲を作成するなど、未発表曲を考案していた。本件楽曲は原告のみの力で制作して作りあげたため、独自創作のオリジナルの楽曲であり、著作権法上の「著作物」である。

そして、本件楽曲は、被告会社による本件公表行為の前に原告が社会の公衆に本件楽曲を提供、提示した事実はなく、被告会社の行為当時、未公表の著作物であったと解するのが相当である。

【被告の主張の要旨】

ア 原告は、本件で自身が作曲した本件楽曲「Key Holder」が未公表の楽曲だったところ、被告を通じて不正に楽譜や音源を入手され、何の断りもなく勝手に社員間に公表されたことは著作権法第18条1項の公表権侵害である旨主張するが、本件楽曲は被告会社社員によって社内で報告される前に、すでに公表済みの楽曲だったのであり、原告の主張は根拠のないものである。

原告はバイオリニストとしてだけでなく作曲活動もしているが、原告のヴァイオリン教室では時々、生徒達に自身の作曲した楽曲をレッスンの課題曲として提供することがあった。

- イ 実際、問題となっている本件楽曲「Key Holder」も、原告は生徒達の前で本件楽曲を演奏してみせて紹介し、生徒とのセッション演奏も行っている。また、原告の生徒でアマチュアの音楽愛好家の男性生徒と被告会社社員は、本件楽曲を練習用の課題曲として、旋律譜とギターコードを原告自身から手渡されたものである。
- ウ このように、原告は自身で法律上の「公衆」で「多数」の生徒達に自ら楽曲を提供しているため、本件の楽曲「Key Holder」はすでに法律上の公表済みの著作物であった。

②「公衆に提供、提示」該当性

【原告の主張の要旨】

- ア 原告は、生徒の中の一人である訴外小野寺 桜から原告が作成している完成間近の曲を弾いてみたいという要望があったため、それに応えるべく試しに弾かせてあげようと考えた。
- イ そして、原告は、制作中の曲を演奏した後、被告人に対して、この未発表曲を後に映画などの挿入歌として使用するかもしれないため、取り扱いにはくれぐれも注意するようにと注意喚起を促した。
- ウ ところが、被告会社社員である訴外小野寺は、急に原告の音楽教室を辞めて、原告の了承を得ずに、被告会社の上司に報告し、総勢300名以上が所属する会社の社員間で本件楽曲を公表した。この事実は、訴外小野寺と同じ FMCJ の社員が、被告会社外の第三者である原告の知人の作曲家に情報を伝えたことから原告の知るところとなった。

以上の被告会社の行為は、「公表されていない」著作物を著作者である原告の許諾なく特定多数の公衆に提示したのであって、著作者人格権の一つである公表権侵害行為の公衆に提供・提示に当たり、著作権侵害行為に該当するものである。

【被告の主張の要旨】

- ア 原告は勝手に被告会社の全社員である338名もの社員に「Key Holder」を流したと主張しているが、事実と反する主張である。
- イ 被告会社の業務本部・演奏部は、様々な音楽コンテンツ利用者の「演奏」場面での音楽著作権使用料の徴収を主たる業務とした部門で、スタッフは総勢84名であるが、東京支部はさらにそのうちの38名である。このような人数で、一度だけスタッフ会議で試聴させただけであり、しかも社内会議は、対外的には非公開、レポート報告はマル秘扱いのため、法律上の「公衆に提供、提示」に当たらないことは明らかである。原告の本件楽曲「Key Holder」の公表権侵害の主張もまったく根拠がない。

第3 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実

証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 当事者

原告は、オーケストラによるステージ演奏だけでなく、オリジナル曲の作曲活動、室内楽での演奏活動や、「音楽の真髄はアマチュアにあり。」との考えからアマチュアのための個人レッスンの教室も開いて、幅広い年齢層の音楽愛好家、後進の指導にも力を入れている（甲第1号証）。

被告の株式会社 Fujita Music Copyright Japan (FMCJ)は、1990年設立の（株）ミュージック・ライセンスと1992年設立の（株）コピーライト・クリアランスが合併・事業統合を行い設立された著作権等管理事業を主たる業務とする企業である（乙第1証）。

イ 原告と被告会社の関係

被告会社は、令和元年（2019年）1月頃より、再三にわたって原告に対し文書を送付し、音楽著作権使用料の支払いに関する包括的利用許諾契約の締結を試みた。しかし、原告はそれを拒否したため、被告は楽曲使用料の本格的な徴収を企図して、令和2年（2020年）の1月20日付で本件の「通知書」（甲第3号証「通知書・内容証明郵便」）を送付した。しかしながら、原告はこれについても拒否し、原告と被告との間には契約関係や取引関係はない。

そこで、2020年1月、被告会社に所属する業務本部演奏部・部長、姫川翔子は、被告会社社員の小野寺桜に、原告の運営する音楽教室の実態調査を行うよう業務命令を行った。そして、訴外小野寺は、専業主婦として原告との間で正式に契約を交わし、原告の音楽教室に入会した。その後、約1年間、小野寺は原告の教室の生徒として原告のレッスンを受講し、その期間中、小野寺は、原告の本件楽曲の演奏を聴き、原告から楽譜等の提供を受けたが、入会から約1年後に教室をやめた。

そして、小野寺は教室を退所後、被告会社の社内会議において業務報告として本件楽曲の演奏を流した。

2 争点1 演奏の利用主体について

原告の音楽教室のレッスンにおける教師である原告及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の性質等に照らし合わせると、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的・経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えら

れる。

かかる観点からすると、原告の音楽教育における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される音楽著作物の選定方法、著作物の利用方法・様態、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラク II 事件最高裁判決参照）。

また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである。

そこで本件で認定した事実関係によると、原告の音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告の関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供、生徒から徴収するレッスン料の收受など、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告自身の演奏に加えて、生徒による音楽著作物の演奏も、原告の経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は、原告であると認めるのが相当である。

この点、原告は、被告管理楽曲を課題曲として演奏したのは、被告の社員である生徒側からの強い要望であって、原告自身が被告管理楽曲を選択して指示したのではない旨主張するが、被告側があえて強く要望して被告管理楽曲を選択したという明確な証拠が無く、最終的には生徒に対し、課題曲を決定するのは教師である原告であると考えられる。

また、レッスンにおける課題曲の演奏も、原告自身も演奏していることは原告自ら認めており、これらの事情を総合すると、原告の教室で利用する音楽著作物の利用主体は、原告であると判断する。

3 争点2 「公衆」該当性

本件音楽教室を運営する上で、生徒の中には受講をやめる者や、新たに受講を希望する者もいることは、関係証拠上、明白である。

また、被告側証人の小野寺桜の証言によると、約1年間にわたり、レッスンを受講し、出入りしていたが、生徒の入れ替わりが生じていた事実を証言しており、このことから、原告がレッスンの受講契約する生徒は、「不特定」であることが判断できる。このことを加味すると、社会通念上、不特定に対するもの、すなわち、公衆に対するものと評価するのが相当である。

この点、原告側証人の御簾納希は、原告の教室の生徒は「特定少数」である旨証言するが、御簾納自身は本件音楽教室に出向いておらず、事実を直接確認していない点、被告側証人の調査報告を元にとすると、生徒の入れ替わりがあることは明白

である点に鑑みると、原告側証人の証言は説得力にかけると判断する。

以上から、原告の教室の生徒は不特定であり、原告側の主張である、教育目的で結合された「特定かつ少数」の者を指導しているという主張は採用できない。

4 争点3 「直接聞かせることを目的」該当性

著作権法 22 条は、「公衆に直接...聞かせることを目的」とすることを要件としているところ、その文言の通常の意味に照らすと、「聞かせることを目的とする」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるというべきである。

本件で認定した事実によると、原告の音楽教室における演奏態様の概要は①生徒が課題曲を初めて演奏する際などには、生徒が演奏する前に教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒がそれを聞いた上で、教師に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、④最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏するという形で行われるものと認められる。

このように、原告の音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われるが、このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告が公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである。

また、生徒の演奏技術の向上のために生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要があることは例えば、楽器指導法に関する書籍(乙 57 の 58 頁)に「自分の音を聴ける子供に育てる」「雑な演奏になってしまうのはなぜでしょう。...その子供は自分の音を聞いていないのです。」などと記載されていることからもうかがわれるところである。

上記のとおり、自ら又は教師の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、音楽教室における教師の演奏は、当該教師の本来の演奏とは異なるものであること、生徒の演奏は、未熟で拙く、数小節の短いフレーズの繰り返しがほとんどであることなどを理由として、これらの演奏は、音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏には当たらないと主張する。

しかし、原告の主張は、「聞かせることを目的」とするとは単に公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるのではなく、「聞き手に芸術的、官能的な感動

を与えることを目的とする演奏」あるいは「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」であることを要するとの見解を前提とするものであるところ、そのような主張を採用し得ない。

したがって、音楽教室における演奏は、音楽著作物の利用主体である原告との関係で、「公衆に直接...聞かせることを目的として」(公に)との要件を充足する。

5 争点4 公表権侵害(著作権法18条1項)の構成要件該当性・成否

「公表されていないもの」(未公表の著作物) 該当性について

次に、原告作曲の本件楽曲「Key Holder」の公表権侵害の点について検討すると、著作権法第18条1項の「公表されていないもの」の「公表」とは、公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供された状態をいうものと解される。

この点、本件楽曲は、原告が教室の生徒2人に楽譜を提供した事実があったものの、被告が本件楽曲の音源と楽譜を被告の社内会議で共有した時点より前に、原告によって公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供又は提示されていたという事情は認められない。

また、むしろ、原告は生徒2人にも楽譜の取り扱いの注意を与えて、本件楽曲が「公表」に至らないように配慮していた事情がうかがえる。

したがって、本件楽曲は法18条1項にいう「その著作物でまだ公表されていないもの」に当たる。

この点、被告は、小野寺ほか2名の生徒への提供によりすでに公表済みであった旨主張するが、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められない。

6 争点5 「公衆に提供、提示」 該当性について

原告は、原告が作曲している完成間近の曲を弾いてみたいという小野寺の要望があったため、それに応えるべく試しに弾かせてあげようと考え、練習用に使用させるために被告に対して本件楽曲を提供したにすぎないのであるから、原告が本件楽曲を小野寺、瀬名両名に提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信もしくは公表することを黙示に許諾したとは認められない。

また、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲がすでに公表されたものとは認められず、本件社内会議が行われた時点において、本件楽曲は「未公表の著作物」であったと認められる。

この点、被告の主張によると、本件楽曲を会議で聴いたのは東京支部のメンバー38人のみ、しかも非公開のマル秘扱いとのことであるが、原告が社内会議の議事録を開示するよう民事訴訟法第163条の当事者照会をしたところ、被告は回答しなかった。

さらに、演奏部社員の 1 人である小野寺によると、会議に業務本部長が参加して
いて、小野寺の報告に対して質問がなされた旨の証言をしていることから、被告が
主張するとおり、実際に未発表曲を聴いた人数が 38 人というのも疑問である。

また、本件楽曲は、その社内会議の後、結局のところ、被告社員を通じて、社外
の第三者である訴外作曲家よって原告に情報がもたらされている。社内の秘密扱い
が厳重なものでなければ、38 人を超える人数に対する演奏、送信は、特定かつ少
数とは評価できない。このような事情を総合すると、被告の本件楽曲の演奏、送信行
為は、著作権法第 18 条 1 項の「公衆に提供、提示」に該当する。

したがって、被告の行為は公表権侵害のすべての構成要件を満たし、公表権侵
害が成立する。

7 損害賠償請求権（慰謝料請求）の存否について

本件の事実関係においては、原告が本件楽曲を公衆送信及び公表することを
黙示に許諾したとは認められないにもかかわらず、その認識を欠いて本件楽曲
を公衆送信及び公表することが許されると誤信した点などにおいて、被告会社
には少なくとも過失があったと認められる。

ただし、公表権侵害に基づく慰謝料請求である 300 万円の請求については、100
万円の限度でこれを認めるのが相当であり、謝罪広告についてはこれを認めないも
のと判断する。

8 結語

以上によれば、原告の音楽教室における被告会社管理楽曲の使用にかかる請
求権、すなわち著作権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権
が被告との間で存在しないことを求める原告の請求は理由がないからこれを棄却す
ることとし、公表権侵害に基づく原告の慰謝料請求は、被告に対し、損害賠償金10
0万円及びこれに対す訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損
害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

以上

令和 2 年 11 月 24 日

日本大学三崎町地方裁判所民事第 88 部

裁判長裁判官	浅	古	祐	生
裁判官	山	内	一	輝
裁判官	古	川	皓	一

【判決要旨】

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金 100 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

理 由

第一 本件の争点

1 演奏権侵害(著作権法 第22条)の構成要件該当性・成否

- (1) 演奏権侵害の主体は誰か (争点1)
- (2) 「公衆」該当性 (争点2)
- (3) 「直接聞かせることを目的」該当性 (争点3)

2 公表権侵害(著作権法 第18条1項)の構成要件該当性・成否

- (1) 「公表されていないもの」該当性 (争点4)
- (2) 「公衆に提供、提示」該当性 (争点5)

第二 当裁判所の判断

1. 争点1・「演奏権侵害の主体は誰か」について

本件で認定した事実関係によると、原告の音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用への原告の関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供、生徒から徴収するレッスン料の収受など、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、原告自身の演奏に加えて、生徒による音楽著作物の演奏も、原告の経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は、原告であると認めるのが相当である。

この点、原告は、被告管理楽曲を課題曲として演奏したのは、被告の社員である生徒側からの強い要望であって、原告自身が被告管理楽曲を選択して指示したのではない旨主張するが、被告側があえて強く要望して被告管理楽曲を選択したという明確な証拠が無く、最終的には生徒に対し、課題曲を決定するのは教師である原告であると考えられる。

また、レッスンにおける課題曲の演奏も、原告自身も演奏していることは原告自ら認めており、これらの事情を総合すると、原告の教室で利用する音楽著作物の利用主体は、原告であると判断する。

2 争点2・著作権法第22条の「公衆」該当性について

本件音楽教室を運営する上で、生徒の中には受講をやめる者や、新たに受講を希望する者もいることは、関係証拠上、明白である。

また、被告側証人の小野寺桜の証言によると、約1年間にわたり、レッスンを受講し、出入りしていたが、生徒の入れ替わりが生じていた事実を証言しており、このことから、原告がレッスンの受講契約する生徒は、「不特定」であることが判断できる。このことを加味すると、社会通念上、不特定に対するもの、すなわち、公衆に対するものと評価するのが相当である。

この点、原告側証人の御簾納希は、原告の教室の生徒は「特定少数」である旨証言するが、御簾納自身は本件音楽教室に出向いておらず、事実を直接確認していない点、被告側証人の調査報告を元にするると、生徒の入れ替わりがあることは明白である点に鑑みると、原告側証人の証言は説得力に欠けるものと判断する。

以上から、原告の教室の生徒は不特定であり、原告側の主張である、教育目的で結合された特定かつ少数の者を指導しているという主張は採用できない。

3 争点3・著作権法第22条の「直接聞かせることを目的」該当性について

被告によると、原告の音楽教室における演奏態様の概要は、①生徒が課題曲を初めて演奏する際などには、生徒が演奏する前に教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒がそれを聞いた上で、教師に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、の生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、④最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏するという形で行われるものと認められる。このように、原告の音楽教室におけるレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われる。このような演奏態様に照らすと、そのレッスンにおいて、原告が公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである。したがって、音楽教室における演奏は、音楽著作物の利用主体である原告らとの関係で、「公衆に直接…聞かせることを目的として」との要件を充足する。

なお、この点、原告は、著作権法第22条の「直接聞かせることを目的」について、原告の教室の演奏は、プライベートな演奏に近いものであり、生徒の演奏は人

に聞かせる前に弾き方を練習している段階であって到底、楽曲の本来の芸術的価値を聴衆に伝えるための演奏とは程遠いもので、聴衆に「聞かせることを目的」には該当しない旨主張するが、著作権法の「直接聞かせることを目的」とは、そのような芸術的な演奏に限定された目的とは解されず、採用できない。

4 争点4・著作権法第18条1項の「公表されていないもの」該当性について

次に、原告作曲の本件楽曲「Key Holder」の公表権侵害の点について検討すると、著作権法第18条1項の「公表されていないもの」の「公表」とは、公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供された状態をいうものと解される。

この点、本件楽曲は、原告が教室の生徒2人に楽譜を提供した事実があったものの、被告が本件楽曲の音源と楽譜を被告の社内会議で共有した時点より前に、原告の手で、公衆の要求を満たす程度の規模、人数に提供又は提示されていたという事情は認められない。また、むしろ、原告は生徒2人にも楽譜の取り扱いの注意を与えて、本件楽曲が「公表」に至らないように配慮していた事情がうかがえる。

したがって、本件楽曲は法18条1項にいう「その著作物でまだ公表されていないもの」に当たる。

この点、被告は、小野寺ほか2名の生徒への提供によりすでに公表済みであった旨主張するが、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲が公表されたものとは認められない。

5 争点5・著作権法第18条1項の「公衆に提供、提示」該当性について

原告は、原告が作曲している完成間近の曲を弾いてみたいという小野寺の要望があったため、それに応えるべく試しに弾かせてあげようと考え、練習用に使うために被告に対して本件楽曲を提供したにすぎないのであるから、原告が本件楽曲を小野寺、瀬名両名に提供したことをもって、本件楽曲を公衆送信もしくは公表することを黙示に許諾したとは認められない。

また、原告が小野寺らに対して本件楽曲を提供したことにより、本件楽曲がすでに公表されたものとは認められず、本件社内会議が行われた時点において、本件楽曲は「未公表の著作物」であったと認められる。

この点、被告の主張によると、本件楽曲を会議で聴いたのは東京支部のメンバー38人のみ、しかも非公開のマル秘扱いとのことであるが、原告が社内会議の議事録を開示するよう民事訴訟法第163条の当事者照会をしたところ、被告は回答しなかった。

さらに、演奏部社員の1人である小野寺によると、会議に業務本部長が参加していて、小野寺の報告に対して質問がなされた旨の証言をしていることから、被告が主張するとおり、実際に未発表曲を聴いた人数が38人というのも疑問である。

また、本件楽曲は、その社内会議の後、結局のところ、被告社員を通じて、社外の第三者である訴外作曲家によって原告に情報がもたらされている。社内の秘密扱いが嚴重なものでなければ、38 人を超える人数に対する演奏、送信は、特定かつ少数とは評価できない。このような事情を総合すると、被告の本件楽曲の演奏、送信行為は、著作権法第18条1項の「公衆に提供、提示」に該当する。

したがって、被告の行為は公表権侵害のすべての構成要件を満たし、公表権侵害が成立する。

ただし、公表権侵害に基づく慰謝料請求である300万円の請求については、100万円の限度でこれを認めるのが相当であり、謝罪広告についてはこれを認めないものと判断する。

6

以上によれば、原告の音楽教室における被告管理楽曲の使用にかかる請求権、すなわち著作権侵害に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権が被告との間で存在しないことを求める原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、また、公表権侵害に基づく原告の本件請求は、被告に対し、損害賠償金100万円及びこれに対す訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

以上

令和2年11月24日

日本大学三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官	浅古	祐生
裁判官	山内	一輝
裁判官	古川	皓一

【担当教員より】

当ゼミナールの「2020 模擬裁判～クラシックレッスン事件」をご視聴・ご高覧いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

著作権侵害訴訟事件を題材にした「模擬裁判」は、例年は秋の文化祭での上演を目指して当ゼミナールの恒例行事になっておりますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の中、大学での講義形式も一齐にオンライン形式となり、様々な制約と慣れない作業を余儀なくされました。

そんな状況下で制作に取り組んだ「2020 模擬裁判～クラシックレッスン事件」は、ゼミ生たち、教員ともども、一度も対面で会うこともなく、100%リモートによる作業で最後まで作り上げた作品です。Zoomによる制作会議や法廷尋問の練習、撮影作業、動画編集等は困難な問題が山積し、教員としては、正直なところ、今年はまだ無理をしないでもよいのではないか、と思ったこともありました。しかし、例年に比べて時間を要しましたが、最後まであきらめことなく完成に至ったことは、ひとえにメンバーの1人1人の大変な頑張りによるものと感じ入っております。

当ゼミナールの模擬裁判は、このパンフレットの【関連裁判例】にも掲載されているとおり、2件の実際に起きた訴訟事件を題材としております。その2件の裁判例をモチーフとして、それらとはまったく別のオリジナル事件として、登場人物、団体、背景事情なども一からシナリオを起こしております。キャスト、出演者一同はもちろんのこと、脚本制作、被告企業ロゴマークのデザイン、オリジナル未発表曲の作曲、ヴァイオリンの演奏、ポスター、パンフレットの制作、進行説明のパワーポイント作成、判決の起案、そして最後の動画編集まで、すべてゼミナール研究生の手による手作り作品となっております。

至らない点も多々あるかとは存じますが、是非、お楽しみいただけましたら幸いです。

担当教員 藤田 晶子



【編集後記】

この度は藤田ゼミナールの「模擬裁判～クラシックレッスン事件」をご覧いただき、誠にありがとうございます。

模擬裁判とは実際に起きた事件をもとに、架空の事件を作り、裁判を舞台仕立てにして行うものです。今回の事件では著作権の使用料と、未発表の著作物の扱いについて争う裁判となりました。

音楽という著作物は様々な場面で使用されることから、著作者保護のために管理を行う会社が存在します。私たちにも身近な著作物であるからこそ、取り扱いに関する理解も必重要だと思います。

例年の模擬裁判は大学の裁判所を模造した教室で、その場で演技を行うのですが、今回は最近の情勢を踏まえて、リモートで撮影して作り上げました。初の試みということもあり、苦戦することも多くありました。しかしリモート撮影にしたことで、一人ひとりの時間を見つけて撮影ができたり、安全に進められたりとメリットもありました。

また先生のご指導の下、台本の作成や演技、動画の編集など見やすく、わかりやすくするために6期生全員で試行錯誤したことは、私たちにとっても貴重な経験となりました。

最後に今回の模擬裁判を機に、知的財産法や著作権について興味を持って頂けたら幸いです。

藤田晶子ゼミナール第6期生
大久保 花梨・楠 季蝶・竹中 葉月